## 京都府公共調達検討委員会の開催結果について

- 1 日 時 平成22年1月22日(金)午後2時から午後3時15分
- 2 場 所 京都府職員福利厚生センター 第1会議室
- 3 出 席 者 委 員 郷原 信郎 委員長、川勝 健志 委員、楠 茂樹 委員 、小林 潔司 委員、関根 英爾 委員

事務局 (府)総務部長、同副部長

農林水産部技監、建設交通部技監、同理事ほか

- 4 委員会議事概要
- (1)委員会報告書案について

## <主な意見>

近年進められてきた制度改革の流れの記述の中に、平成17年3月に公共工事の 品質確保の促進に関する法律(品確法)が施行され、それがスタートになって総 合評価競争入札を促進することが法律的に位置付けられたことも盛り込むべき。

リスク分担の問題は、その取扱いを改めて明らかにする必要があるというより も、契約約款上ルールが決められているのに現実に守られていないことが問題。

今後は、紛争処理や不服申し立てに関する体制整備も重要であり、国の機関との連携も必要となり、長期的には第三者を交えて受注者がスムーズに相談ができる仕組みが必要。

発注者側のスキルの向上や体制整備は、今後の制度改革を進める上で、実効性を確保するために非常に重要。提言の中にも人員・予算の確保という項目を明記すべきであり、改革の打ち出しが掛け声に終わることのないようにすべき。

「提言」というまとめ方は、本来は委員会が具体的な道筋を示し、行政の側が 具体的に実行して、短期的に結果を示さなければならないもの。表現はともかく、 あくまで今回は、今後の政策の方向性を示したもの。

新しい入札・契約制度を運用し、評価・検証をしていく上で、より客観性を持たせる観点で第三者機関の創設という手法もあるが、委員会の場では議論していないので、検討項目として方向性を記述。

委員会で議論したところ、こういう課題が明らかになり、今後どういう視点が必要になっていくのかということを、それぞれの提言ごとに対応させるよう整理 すれば、今後さらに議論する上での叩き台として重要なものとなる。

## 5 結論

委員会で出された意見や修正等を反映して、1月中を目途に委員会としての報告書を とりまとめていただく。